

## 議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年7月9日(水) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員

委員長	松	野	豊
副委員長	藤	井	俊行
委員	酒	井	睦夫
//	戸	部	源房
//	田	中	美恵子
//	乾		紳一郎
//	高	橋	ミツ子
//	伊	藤	實
//	田	中	人実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員

堀	勇	一	議員
坂	卷	忠	議員
青	野	直	議員
関	口	和	議員
中	村	好	議員

7. 出席事務局員

事務局長	秋	山	純
事務局次長	倉	田	繁夫
事務局次長補佐	仲	田	道弘

主 査 竹 内 繁 教

8. 報告事項

第1 「議会基本条例」集中講座の開催について

9. 協議事項

第1 条例に盛り込みたい項目について

第2 今後のスケジュールについて

開会 午前 9時42分

松野豊委員長 ただいまより第7回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

本日も冒頭に配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第書、議会基本条例策定特別委員会次第ということでA4：1枚でございます。

それから、議会基本条例構成要素及び項目、盛り込みたい条項集約表ということで、議論版ということで、前回の特別委員会の中で盛り込みたい条項を少し整理をしてまとめてほしいという委員さんからの御要望がございましたので、事務局のほうで資料を再度作成し直していただきましたので、その資料を添付してございます。

それから、6月25日の第5回特別委員会会議録を配付してございます。

それから、7月3日の毎日新聞朝刊の議会基本条例の記事につきましては、それぞれ各会派に1部ずつ配付をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次第にのっとりて会議を進めてまいりたいと思います。

まず、報告事項でございます。(1)、議会基本条例集中講座の開催について、参加者集計ということで、これは事務局よりよろしくお願ひします。

竹内議会事務局主査 おはようございます。御報告させていただきます。

7月11日朝9時から行います集中講座でございますが、招聘依頼をいたしました講師の方から直接お電話もいただいたりいたしまして、資料等の収集は終了いたしました。本日、明日にかけまして、レジュメの作成を行っていきます。

現在のところ、参加合計人数でございますが、議員28名、執行部が約30名、市民の方から約10名、合計70名強の人数で講座を開催する予定でございます。

講師の議長様からは、自分の時間だけではなくて、ほかの方がどのような話をされるか、早稲田の方がどのような話をされるかもお聞きしたいということで、早目にお越しただいて傍聴されるという積極的なアプローチもございましたので、あわせて御報告させていただきます。

以上でございます。

松野豊委員長 以上でございます。

11日の金曜日ですが、朝9時から開会をいたします。講師の先生方には、皆さんも御存じのように、最低でも1カ月前から御講演をお願いするのが常識ではございますが、たった2週間前に無理を言ってお願いをして来ていただくという御快諾をいただいておりますので、特に議員各位におかれましては、9時10分前ぐらいには議会にお越しただいて、最低でも5分前ぐらいには委員会室のほうに御着席をいただくという御協力を特別委員の皆様から会派の議員さんにお伝えをいただきたいと思います。9時過ぎに入ってきてても大変失礼に当たりますので、よろしくお願ひします。

戸部委員。

戸部源房委員 実はこの日に教育委員会のほうでネット事件後の取り組みについて報告したいという申し入れがございまして、急遽常任委員会協議会を8時半から開きますので、なるべく早く終わりにしますけれども、教育福祉常任委員会の場合はぎりぎりいっぱいになるかもしれませんということとでお願いします。

松野豊委員長 了承いたします。ありがとうございます。

この議会基本条例集中講座について何かほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、報告事項の(2)、6月25日特別委員会会議録、皆様のお手元にあるかと思いますが、本日お持ち帰りをいただきまして、今週11日、集中講座のある日、金曜日の夕方5時までに修正などがある場合は事務局に申し出をいただきたいと思います。特にお申し出のない場合は、内容を御了承いただいたというふうに判断いたしまして、週明けにはウェブサイトに掲載をしたいと思いますので、御了承いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

この(2)はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、協議事項に入りたいと思います。

前回に引き続き、条例に盛り込みたい項目についてということです。

事務局から御説明いただきます。

竹内議会事務局主査 事務局の竹内でございます。本日お配りしておりますA3判の5ページものですが、議会基本条例の構成要素及び項目、盛り込みたい条項、集約表、議論版という形でお配りしております。日付に5月8日資料というのがございますが、あえてこちらは5月8日にお配りしている資料の集約をしたということで本日の日付と2つの日付を入れてございます。

見方としましては、一番左、項目、真ん中を太枠で囲いましたけれども、各委員の御発言の概要でございます。主要な部分を記入しております。詳細につきましては、ウェブでもアップしておりますが、会議録で御確認いただくということでございます。

条例骨格という部分につきましては、議論の時点では盛り込んでいくと。最終の条項整理のときには再度議論するという部分もございますが、この特別委員会の議論を項目別にやっていく中では盛り込んでいきたいと思いますという方向づけのものでございます。

その隣が提案時の具体的構成内容でございますが、黒丸のついていない部分が各委員からこの項目について主に盛り込みたい内容について記入してございまして、新たに加えたのが、黒丸の専門的知見、意見等という部分につきましては、草間研究員のほうから御発言があった、またアドバイスがあった部分について記入してございます。委員の御発言と草間研究員の御発言を対比する形で記入させていただきました。

例えば（２）の第96条第2項の議決事項の拡大の各委員の発言でございますが、自治基本条例の中にも基本計画まで議決する事項としているという部分については、右に矢印を持ってきまして、一番右のその他関連法規という部分で流山市自治基本条例の素案、策定調整会議後の素案の第6章の部分をごちらのほうに掲載してございます。このような形で関連のものをこれからもつけ加えて整理させていただきたいと思っております。

本日は、3枚目の8番から御議論いただく順番となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

松野豊委員長 今例を出してもらったナンバー2の上のその他の関連法規、自治法などで流山市自治基本条例素案に黒丸がついていますけれども、これは専門的知見の発言ではないですよ、確認ですけれども。提案時の具体的構成内容、詳細明記という縦軸の黒丸が専門的知見、草間研究員の発言という理解でよろしいですね。

竹内議会事務局主査 そうです。

松野豊委員長 それでは、1、2、3、4、5、6、7といろいろありますが、後ほどお目通しをいただきます、まずは先に進みたいと思っております。

3枚目、8番、議員間の自由討議ということで、前の資料と対比して議論したほうがいいのかしら。なくて大丈夫ですか、皆さん。なくてというか、お手元にはあると思っておりますけれども、もともとどの会派さんが提案していたかとかというのはちょっと抜きで、前回も後半からそのようにしましたが、御意見のある委員が自由に御意見をいただければと。当初提案していたか提案していないかにかかわらず自由に御討議をいただければというふうに思います。

8番、議員間の自由討議。議会議員の活動原則として、議会の活動原則、市民参加、議員の活動原則、議員間の自由討議、自由討議による合意形成、政策、条例、意見の提出……何ですか、この真ん中のやつは。

竹内議会事務局主査 この表の縦軸の真ん中の部分は、議員間の自由討議という項目を出された中で、協議したい項目は何かという委員からの御意見、一番最初に各委員からいただいた御意見を集約して掲載してあります。

松野豊委員長 それでは、この議員間の自由討議について条例に盛り込むか盛り込まないか、それから盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかも含めて御意見をちょうだいできればと思っております。いかがでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 議員間の自由討議というのは、僕もいろいろ本を読んだりして勉強しているのだけれども、全国の議会で17議会在本会議で議員間の自由討議をやっているというふうにして書いてあるのを読んだことがあります。本会議でやっているということなのです。実際に正直言ってどういうやり方というのはまだよくわかっていないのですけれども、今の議会のあり方というのは、全部執行

部に対して意見を言ったり反対したり賛成したりしているでしょう。わずかに議員同士の討論というそれに近いのは、意見書なんか出たときに賛成の立場で討論します、反対の立場で討論します、あれだけなので、例えばごみ処理有料化について賛成、反対というのはお互いにちょうちょうはっし議員同士でやっているということはないので、そういう形を取り入れるという、17市議会でやっているというのがどういう形かというのは私自身はまだ把握していませんけれども、何らかの形で取り入れてほしいというふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員のおっしゃった17の自治体で本会議場でやっているというのは僕も知らないのですが、調べてみないとはいけません、通常言われているのは本会議場ではなくて委員会です。常任委員会とか特別委員会で、まさにこの特別委員会はもう議員さん同士の自由討議が既にされているのですが、今までの特に常任委員会ですと、今酒井委員がおっしゃったように、委員同士が議論をすることはほとんどない。執行部に対して委員が一問一答で質問をして、それに対して反対、賛成の討論をし、採決をとっていると。協議会であるとかいう場では結構比較的自由討議されるように大分なってきましたが、当初は常任委員会です。常任委員会の中では、議員同士が自由に討論してはいけないという規則は全くないのですが、今までの思い込みといいますか、何十年か、それは流山だけではなくて、全国の市議会の思い込みというか、事務局がそうしてきたのか、要素はいろいろあるのですが、議員同士が議論してはいけないというような空気というか、風土がついていたのです。自治法をよくひもといてみると、そんなこと一言も書かれていないと。だから、委員会では自由討議をしよう。私の現状の見解では、本会議場では基本的に自由討議はしない。自由討議をすると、議員が議員同士を批判してしまったりとか誹謗中傷等が来て、これは議会の会議規則にもありますが、品位の保持にひっかかってくる可能性があるのです、基本的には本会議場は討論の場というか、言論の府で討論の場という形になっているので、議員同士が討議するというのは余りそぐわない気がするのですが、ただ今酒井委員のほうから17の自治体が本会議で自由討議をしているということがおありになるということなので、これは後ほどまたどういう運用の仕方をしているのか調べてみたいと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 17の市議会で本会議場でやっていると書いてあったやつのコピーをお持ちします。

「ガバナンス」だったと思うのですけれども。

松野豊委員長 わかりました。

乾委員。

乾紳一郎委員 本会議場で自由討議をやっているというのは、実際にどこまでやられているかは別として、制度としてあるのは伊賀市もあるのです。自由討議というのは、政策課題というか、議案そのものではなくて、今当面している重要政策課題についてテーマを決めて、それを本会議で自由討議の時間でやって、各会派がそれぞれの見解を述べ合ったり討議するというようなことをやられて

いるそうです。実際にやったという話は聞いていないのだけれども、そういう制度はあるということを知っています。私たちがそういうものとしてこの自由討議の問題をちょっと考えているのですよ。これまで考えていたのです。全く経験がないことなので、どういうふうに考えればいいのかという戸惑いがあるのは事実です。ただ、委員会での自由討議というのは流山はもうかなりやられてきて、残念ながら常任委員会ではほとんどできていないのだけれども、特別委員会では議会運営委員会がかなりやっていますし、それから倫理問題の特別委員会でも、それから地方分権の中でもやられてきているので、それを通常の議案審議の中でどう広げていくのかというのはあるのかなというふうに思います。私たちがよく経験していることなのですが、陳情や請願で担当する当局がないということで、当局が来ない場合があるではないですか。そうした場合に、質問する相手もないし、いきなり討論になってしまうのですよね。そのとき、私たちが少し意見交換しましょうよみたいなことを持ちかけることもあるのですが、ああいう場所も含めて意見交換というか、議論がされる必要があるので、方向としては必要だと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 自由討議というのは、議員がそれなりに政策問題、あるいは政策から条例とか法案を提示する場合、議員提案として、これはぜひともやっていく必要があるのではないかなと。特に流山市においても、一方の市民の代表でございますから、我々も流山市の重要な課題というのはそれぞれ議員間で討議して、一つの政策として執行部と対峙していく必要があると。あるいは、条例提示までいってもいいのではないかと。そこまで高めていくのが議員の使命ではないかなと。今国会では政策論議をしなくて政局になっていますけれども、こんなものだと混乱するばかりですから、はっきりと国の方向あるいは流山市の方向を見定めるためにも政策論議あるいは条例提案というものをどんどんやっていかななくては行けないと。そのためには、今までのようなこの会派だから、どこの党だからというような形ではなくて、ざっくりばらんに市民の目線に立って討議していく必要があるのではないかなと。そういう意味では、私は必要だなと。それから、それをやることによって議員の一人一人の質も高まると。その効果もあるのではないかなと。また、市民には論点、争点がはっきり明確に打ち出せると。報告会の問題もございませぬけれども、そういういい意味で影響してくるのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 自由討議は入れるべきだと思います。ただ、私はスタートは委員会から始めるべきではないかなというふうに思います。問題はテーマなのです。議案そのものに対する賛成、反対討論を今やっていますよね。でも、その前段でもう少し議員同士がどういうふうな物の考えでこうなのかというやつの討議ができる時間をとるべきだと思うのですよ。そうでないと、イエスカノーかの判定がどうしても優先されてしまって、時間の関係もありますけれども、と思います。ですから、取り入れ方、方法はこれから考えればよいと思いますので、取り入れるという方向でいいのではな

いかと私も思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議員間の討論ですから、議員提案の条例づくりみたいなものが出てくればおのずとそれは広がると思います。その辺の条例提案をもちろん会派として出してもいいわけですが、それが議論になるわけですから。そういうものをどんどん進めるということと、あわせて本会議場でやっている政策討論会みたいな中身、そういうものをやっているところもあるので、その辺なんかについてはもう少し状況をつかみながらということではないでしょうか。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私なりの考えで、一応入れるべきという立場なのですが、本会議は討論とか会派なり個人の政策的な立場で討論はされている、そして常任委員会は討論というよりも議員間のいろんな意味での意見交流というのが討議ができ始めたというか、結構積極的にやられている状況にあるような傾向というのもあると思うのです。ここで言う議員間の自由討議というのは、議案はもちろんだけれども、議員間の自由討議の議論をするというのは、条例提案が例えば1つ出たときに、開かれた議会という立場から見て、市民への説明責任をきちんと果たしていくというときに、見解が全部ばらばらとか、私利私欲に絡んだような言い方とかではなくて、こういう討議を経て、こんなことが皆さんと意見の流れがあってこういう結果になったのですよという市民への説明は、ここでどなたも同じ説明ができるようになっていくのではないかなと。それが自由討議の結果こうなったというふうになる。そういった意味から、議員間の自由討議も入れておいてよろしいのではないかと。私の見解です。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 私は、自由討議はぜひやってほしいと思います。それから、これは超党派で自由に討議を戦わせ合って、その中で決まったことは、本会議の中でそれをまたやるということは大変時間がかかるし、超党派の中で戦った答えは本会議ではあっさりとしたほうがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今私が持ってきた文献の中に栗山町が自由討議をどういうふうにして議事手続に乗せているかということが書いてあるので、ちょっと読みますけれども、栗山町議会の新しい議事手続は、おおむね本会議においては議案の提案理由説明、質疑、委員会付託、自由討議、委員長報告、討論、採決の順であるというふうに書いてあります。それから、委員会においては、自由討議は修正案を練る段階、採決の前に行うことになっているというふうに書いてあります。こういう運用をしているということだと思います。

松野豊委員長 細かい部分は改めてまた議論をするとしまして、とりあえず皆さんの御意見は、議員間の自由討議については、流山市はもう既にそういう実態もあるということ踏まえて、条例には

盛り込んだほうがいいだろうということの皆さんの見解は、細かいところはそれぞれありますけれども、ございますので、盛り込むということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次にいきたいと思えます。

ナンバー9です。議会と議員の自己評価ということですが、これを条例に盛り込むべきか盛り込む必要はないか、盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかも含めて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤寛委員 議会と議員の自己評価ということですが、けれども、「議会とは」、「議員とは」という基本的な枠組みをどういうふうに評価するかということになると思うのですが、この辺の位置づけをどういうふうに事前に考えるか、統一的なものができ上がらないと自己評価云々までは進まないのではないかなというふうに感じるのですが、これはどこの会派から出てきたのですか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 まず、自己評価という表現はこだわらないのですが、なぜこういう発想があったかということ、一般市民が議会とか議員に対して何が不満かという、そのアンケート調査のデータもあるのですが、何をやっているかわからないというのが最大の不満なのです、議会に対する、あるいは議員に対する不満の第1は、全国的にもそうですし、細かいことを浦安でやったNPO団体があるのですが、そこも同じです。何をやっているかわからない。行政は、広報ながれやまでやったりタウンミーティングやったりいろいろしているのに、議会は何やっているかわからない。それをわかってもらうための一つの方法として、自己評価という形で市民に報告すべきだという提案です。ここに私が持っているのは、福島町の自己評価というのは、これは細かに書いてありますけれども、議会全体としてまず自己評価しているわけです。例えば議会の活性度とか議会の公開度、議会の報告度、住民参加度、議会の民主度、議会の監視度、もろもろの10項目の項目に分けて、議会としてはこの1年間振り返ってこうだったということを議長が中心になって評価をして、それを公表している。それとは別に議員が一人一人、自分はこういうことをやって何点でした。最高は10点、最低はゼロ点で、項目別にそれぞれが自己評価をしたのを発表しているということで、福島町の場合はそうやって議員の写真入りでこの分野はこうだって自己評価でやっている、これを発表しているわけです。細かい話はそこまでやらなくても、私がかねがね言っているのは、2年たったら、私はこの2年間こういうことをやりました、残された2年でこういうことをやりますということを全員に書いてもらって、それを事務局がまとめて一覧表として市民に知らせたいのではないかと。そうすると、だれだれさんはこういう分野に取り組んでいるということがわかれば、市民の方はこのテーマだったらだれに相談したらいいとか、そういうこともわかりますし、議員がどういうことをやっているということもわかるので、そういう意味で自己評価にもつな

がるのですけれども、報告をそういう形でやったらいいのではないかというのが私の提案です。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 結構言いにくい部分もあるのだけれども、今酒井委員がおっしゃっているように、議会全体の評価をして公表するということはやぶさかでないと思うのですよ。ところが、個人個人の活動、例えばエリアが環境には得意だから環境で動いている、あるいは福祉で動いている、ほかのことだっていっぱいありますよね。市民は、議員は何をやっているかわからない、忙しいのでしょう、いろいろ言葉がありますよね。だけれども、全体の市民までは、ちょっと私にもよくわかりませんけれども、ある程度スローガンなりなんなりで彼はどういうことを考えているとかやっているとかがというのは市民の皆様も知っていると思うのですよ。ただ、個々にどういう活動をしているのかとかというのがなかなか理解できない、見えないという部分があるので、評価は市民がするのであって、私たちは議員同士の評価、例えば戸部さんの積極的な意見もいけれどとか、いろいろあるわけですよ。合うものもあれば合わないものもあるということで、なかなか評価に値しない。意見の違い、それを市民がよしとするかしないかの活動であって、個人の評価は自分ではする必要はないし、市民の皆さんに、代弁者として出ているのだから、見えるような活動をしていけばいいのだと、このような考えを持っております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議会と議員の自己評価、これに関しては私は必要ないのではないかなと。議会については、一般報告会とか、あるいは市民参加というような問題が今回提案されていますよね。そういう中で、市民にそのときの時点時点あると思うのですよ。その後でも結構ですけれども、市民の評価が決まってくるのではないかなと。それから、議員の場合は、私の場合は4年間のマニフェストというのを掲げているのですよ、7項目で。出るを抑えて入りを図るということから、主要な課題というものを全部出していますから、これに関しては1年なら1年の中で私なりに評価して新聞として報告すると。あるいは、八木地区自治会連合会というのがありますから、そのときに報告すると。逐次そういう形でやっていきたいなと。評価自体は市民がやるものですから、みずからつけるというのはなかなか自己満足的な問題がございますので、今回の場合はいいのではないかなと。それで、結果としては、選挙のときに投票なりなんなりということでその結果があらわれると。だからこそ、議員は切磋琢磨して質を高めなければいけないと、市民のために。流山市のためにと頑張らなければいけないのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、来年の3月ということで考えたときには難しいかもしれないなと思います。ただ、今後検討してもいいのではないかなと思うのです。酒井さんが言われたように、北海道福島町が開かれた議会ということでこういう情報の発信をしているので、その評価を少し見きわめながら、例えば議会の自己評価の場合は一定できるかもしれないけれども、個人になると、それぞれ議

員さんのどういうふうな形というのもあるので、その辺はかなり議論しなくてはいけないと思いますけれども、これからの課題というか、こういうことも含めて基本条例からさらに進んでいかなければいけないわけだから、その中で検討していく必要があるのかなというふうに思います。福島町のほうは、2007年から議員個人の自己評価を公表しているらしいので、それが実際にどういう中身なのか、あるいはどういうふうにとめられているのかなんかも、草間さんが今度来られたらその辺を聞きたいなと思いますけれども、ちょっと3月には難しいかなと思います。

松野豊委員長 福島町に関しては、溝部さんという議長がいらっしゃるのですが、草間研究員が大の仲よしでございますので、ちょっと今日は欠席ですけれども、伝えておいて、溝部議長に、そもそもの背景とか、その辺を事前に草間研究員から聞いてもらっておくようにします。

伊藤委員。

伊藤寛委員 皆さんからいろいろ意見が出ましたが、私も非常に難しいのではないかなと思います。評価は、市民が評価すればいいことであって、自分たちはそれぞれ皆さんが得意な分野もあるし、不得意な分野もあるでしょうけれども、ただ自己満足的にやった、やったというのは、それはまた問題で、非常にみんな難しい表現の仕方になるのではないかと思います。だから、今回は検討課題にしておけばいいのかなというふうな感じがします。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 評価という言葉にひっかかって抵抗される気持ちはわかるのだけれども、私は評価という言葉でなくてもいいのですよ。要するに、さっき僕が言ったように、市民から見ると議員が何やっているかわからないというのが最大の不満になっているから、それに対する回答が必要だと。何やっているかわからないのだったら、こういうことをやっていますという報告が必要でしょうということですよ。それを私が言ったさっきのようなことでやるのがいいと。福島町の場合は、完全に自己評価という形で評価しているので、福島町の事例を聞いて、非常にいいと、市民が喜んでいえるということだったら参考にしたらいいと思います。

松野豊委員長 抵抗しているということではないと思いますけれども、それぞれの考えの議論をしているので、議会の報告でいいということであれば自己評価とは全然また違う観点だと思うのです。委員長として、せっかくの議論の場なので、私も意見を付させていただければ、私はどちらかというところ乾委員の先ほどの発言にニュアンス的には近いです。自己評価というふうに提案されているので、議会の報告ということではないので、自己評価ということになると、会社と違うので、議会は組合に近いというか、それぞれの議員がそれぞれの選挙で自分の政策を訴えて、これは先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、政策を訴えて選挙を戦って、市民の代表として議会に出てきているわけです。ですから、どちらかというところ、会社の社員の集合体というよりも経営者の集合体にもしなぞらえるならば近いと思うのです。もしこれが例えば会社組織のようなものに近いものであれば、それぞれが自己評価をして議会として発信するというのはそぐうと思いますけれども、

それぞれの地盤、あるいはそれぞれの政策、背景があって選挙で戦ってきている人たちのまとまっている集合体の中で全議員に対して自己評価を共通フォーマットで出ささいと言ってもなかなか難しいですし、自己評価ということは、これは戸部委員も先ほどおっしゃっていましたが、個人の議員活動というか、ふだんの政治活動の中で、ウェブサイトなり、あるいは駅立ちで配るチラシなりで自己評価したい人が自己評価をすればいいというふうに思います。ただ、福島町のような例もありますので、先ほど乾委員がおっしゃっていたように、どういう背景でそもそも福島町は議会でそういう自己評価をスタートしたというか、実施したのかとか、その辺の背景は研究をする必要があるかなと。ただ、これを議会基本条例に盛り込むか、条例に自己評価ということの規定することなのかなという気がします。先ほど酒井委員のおっしゃっていた、別に自己評価にこだわっているわけではなくて、議会が何やっているかわからないから、議会の報告というのを少し強めていきたいということであれば、この9番の議会と議員の自己評価というのは全く別というか、であれば議会の広報とか、市民に対する認知度アップの何か施策を考えるというか、ウェブサイトを充実するとか、もう既にありますけれども、議会だよりをもうちょっと見やすいものに変えていくとか、あるいはこの特別委員会でやっているように、議事録を2週間以内になるべく早くアップをしてウェブで市民の方にも見ていただいたり、もう既に流山市議会では常任委員会も特別委員会もすべて原則公開となっていますが、こういうことを進めていくとか、先ほど戸部委員もおっしゃっていましたが、議会から出ていって報告会というか、これも特別委員会で意見交換会とかシンポジウムをやる予定をしていますが、そういうアプローチでいいのではないかなという気がします。この9番については、議会と議員の自己評価となっていますので、自己評価ということについての委員のお考え、別に自己評価が嫌だと抵抗しているわけではなくて、自己評価を条例に盛り込むことがそぐうのかそぐわないのかという議論をしているというふうに思っています。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 議会と議員の自己評価と出てきた要因は、市民が議員は何をしているかわからないというところからのもう少しわかりやすくするということ、酒井委員の発言だったというふうに思います。先ほど申し上げたのは、それで私は同じなのですが、議員が何やっているのかわからない場合は、議会だよりがもちろんありますね。各議会で報告、それと個人でも議会以外に組織を持っていたり、いろんな団体とのかかわり、支持者もそうですけれども、そういうかかわりをやっていくと、1日に4カ所ぐらい駆けずり回るような、その中で選択して優先権をつくっていくわけですが、そういう活動をしている人もいるし、合間を見ては地域を回っている人もいるし、自転車で回ってみるとか、あるいはたまにあそこのおばあちゃんどうしたろうと行って見て、民生委員の役割をやる必要はないという批判を私はいただいておりますが、そのくらい動いている人は動いているのだと思うのですよ。市民に見える動きか見えない動きかというのがあると思うので、もし何をしているのかわからないのであれば、この前議論した議会報告、市民対話集会、そう

いうところでお話をすることも可能だというふうに考えられるので、私さっき全体は評価することができる、やぶさかでないと言いましたけれども、特に入れておく必要はないのかなというふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 今日だけではないのだけれども、私がこの特別委員会ですっと感じていたことは、当選回数の多い人ほど市民感覚からずれている。私は、この間まで普通の市民だったので、市民感覚で言っているのですよ。まず、議会改革なんていうのは市民の意見を無視して議員だけでやってはだめですよ。市民の意見を聞いてみてください。必ず何やっているかわからないという不満が一番多いから。そうすると、言葉にこだわって申しわけないけれども、自己評価、あるいは報告会でもいいのですけれども、そういうものをやって、議会が何をやっているということがわかるような対策をとらなければいけないということを言っているのですよ。議会だよりなんていうのは年4回でしょう。あれでやっていますというのは、それは市民をばかにした、説明責任を果たしていないことだと思いますよ。これ以上言いませんけれども。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 回数ばかり重ねていまして、申しわけございませんが、私は有権者にいろいろ伺いますが、わからないときには聞いてくださいと。幾らでもお答えいたしますと。やはりいろんな方法があると思うのですよ。だから、一概にこの方法がどうかとは言えないですけれども、皆さんそれぞれ28人が一生懸命頑張って議員活動をしていると思うのです。それには、やはり市民の考え方を聞いてこなければ発言できないのですよ、はっきり言って。酒井委員がおっしゃることはごもっともなのですけれども、わからない、わからないというふうに言われること自体もいかなものかなというふうに私は思います。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 私は、自分のことは毎日自己評価しています。私は、不言実行、何事をやっても公表したりアピールはしません。でも、市民はわかってくれていると思っています。この評価というのは市民がやってくれることであって、自分でこういう評価をするということは、市民から評価してくれることはいいのですけれども、それによって自分がこういうふうにしたとかなんとかという、そういうおごった気持ちというのは、私は今まで10年やっていますけれども、そういう気持ちは一切ありません。そして、皆さんの税金でこうやって動いているのだから、それだけの仕事はしなければと思って毎日私は歩いていますから、この自己評価は私は必要ないと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 自己評価が時期尚早ということは、もっと検討しなくてはいけないということは皆さん一致できると思うのです。私は、自己評価そのものは別に否定する必要はないのではないかと考えているのですよ。というのは、あの人がこういうふうに自己評価している、自分でこういうふう

に頑張ったと言っているよというのを人は評価をする。その人の実態とあわせて、その議員さんの見えるものとあわせて評価をするので、必ずしも自己評価を否定する必要もないのではないかなと思います。ただ、今の段階では、28人の議員さんで同じような内容でやっていく、合意を形成していくというのはなかなか難しいので、今後の課題にしていったらどうかなと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 乾さんと同じような形なのだけれども、今の段階では、議会基本条例で市民との対話とか報告会、あるいは個々人でもそれなりにやっている人とやっていない人がいるかもしれませんが、積極的に議員活動の報告とか、あるいは市民の要望等を受け入れて議員活動をやっていると、こういうことをやっていただきたいなど。今回の議会基本条例は、これで終わったわけではありませんから、議会改革というのは議会がある以上永遠に続いていくわけですよ。当然議会の評価も、先行きでは我々も評価し、市民も評価してもらおうと、そういう形で厳しくやっていかなければいけないなど、そういうふうに思っているのです。ですから、そういう形で次の課題ということと考えていったらいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 それでは、9番については、今後も検討はしていきますけれども、3月の上程案に盛り込むのはちょっと難しいと。オーソライズというか、合意形成も含めてちょっと難しいので、3月上程案からは切り離しますが、今後の議会として取り組む検討課題としては継続していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、10番です。議員定数、議員報酬の見直しということです。

これは、前回の特別委員会のナンバー5、前のページのナンバー5の議員報酬のところの議論と若干かぶるのかもしれませんが、市議会関連法規で言うと、流山市議会議員の定数を定める条例、平成17年12月に改正しておりますが、これと、関連法規で言うと、地方自治法第91条第1項、それから第203条第1項、報酬というところで定められてございます。これについて、条例に盛り込むべきか盛り込まないのか、盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかを含めて御意見をいただければと思います。これも酒井委員でしたっけ、提案は。

では、酒井委員。

酒井睦夫委員 議員定数、議員報酬についての内容はどういうふうを書くかはともかく、触れなければいけないということは間違いなと思います。というのは、新聞なんか読んでいても、いろんな評論家、大学教授、自治体関係者、いろんな人の発言が非常に目立つようになっているのは、例えば東京の副知事をやっている猪瀬さんは、地方分権の会議のときに地方議員は半分要らないという発言をして、その委員のほかの人もみんな同調したというようなことが新聞に書いてあります、私切り抜きを持っていますけれども。ある大学教授は、議員定数について海外の事例をずっと説明して、日本が多過ぎるということを説明している。そういうことをいろいろいろいろな立場の人が

発言していますので、議員定数についての見直しということは絶対必要だと思います。それは、そういう意味で入れてほしい。それから、議員報酬についても、今の我々の議員報酬が高いという考えの人と安いという考えの人がいると思いますけれども、いずれにしても触れないわけにはいかないということで触れてほしい。条文については、また入れるということになれば提案したいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員定数と、それから報酬については、議員の身分とか、それから位置の問題です。で、議員の定数と報酬の問題は別にする必要があると思うのですけれども、それは入れておいたほうがいいのではないかなと、そういうふうに思います。特に今の段階、地方分権が進む中、うちの議会も、議員個々人の出席日数なり、あるいは内容も濃くなってきていろいろ大変ですけれども、全国自治体だと6万人いた議員が4万人になっているのです。それで、一部のところでは、議会運営がぎりぎりの状態で、運営がままならないという状態の議会もあるのです。そういうことも含めて、流山市の人口ではどのくらいの人数が必要か、ここら辺の問題については、議員の提案によりますけれども、定数を定めたほうがいいのではないかなと。この前32名から28名に削ったのは、正直言いまして、どこの会社でもそうですけれども、2割は一生懸命やるけれども、6割はぶら下がり、2割は全くやらないと、これも議員の中で同じではないかなと。また、職員に対しても人員を削減しろ言っておりますので、職員ばかりではなくて、議員もそれなりに身をもって削る苦勞を知らなければいけないということで、そういうこともあわせて提案したということがございます。これが本音なのですよね。ですから、そういう意味では、しっかりと議会改革をやって、質を維持するように議員としてやっていく必要があると思いますので、定数の問題、あるいは報酬の問題もしっかりと位置づけてやっていったほうがいいと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議会基本条例なので、当然この辺の問題についても触れていく必要はあると。触れないというのはできないというふうに思いますので、要はどういう内容でやるかということだと思えます。その点で、さっき酒井さんが言った、要するに半分でもできるのではないかという、確かに今のマスコミ界の中でそういう議論があることも知っています。でも、それは一つには、国の地方行革、要するに地方をどんどん、どんどん削っていくということの一つの流れであることは確かなのです。今世界を見れば、確かにアングロ・サクソン系は議員数が少ないですよ、地方議員はアメリカもイギリスも。でも、ヨーロッパ大陸なんかは、1人当たりの有権者比で言うと、ちゃんと議員数を確保しながら議会制民主主義をやっているの、必ずしも議員を大きく減らしたからいいということにはならないので、それが流れだというふうに見るべきではないというふうに私は思います。

松野豊委員長 私もしましたらせっかくなので。増減、要するに定数に関しても報酬に関しても

ふやすか減らすかのいかんは別として、例えば1年に1回なのか、2年に1回なのか、その辺も今後議論ですけれども、具体的な条項の中で議論ですけれども、定期的に見直しをかけるということである程度の条文であれば私も盛り込んでもいいのかなと思います。

それから、先ほど酒井委員が猪瀬さんのお話等々を引き出しにお使いになりましたが、私もどちらかという先ほどの乾委員と意見は近くて、世代間ギャップかもしれませんが、私たちの世代は2次情報、3次情報というのは余り信用しない世代です。つまり、新聞を通してとかテレビを通して得た情報は、自分の五感というか、1次情報ではなくて、自分で目で見たり自分の耳で聞いたり直接知ったという情報ではなくて、いわゆるフィルターを通して得た情報というのは余り信用しない世代なのですけれども、そういう意味で言うと、猪瀬さんが果たして地方議会の現場をどれだけ見ているのかというのが非常に疑問です。

それから、先ほど酒井さんがおっしゃっていた、市民の方が議会が何しているかわからないという声が多いというのは私も1次情報で感じていますが、その議会が何をしているかわからないと言っている市民の人が議事を傍聴しているのかどうかというのは非常にクエスチョンです。

それから、先週、個人名は避けますが、非常に有名なというか、29次地制調のメンバーにもなっていますし、地方分権の神様と言われている先生が29次地制調の報告を、直接私はその先生から聞きましたが、いわゆる地方議員になるハードルをもっと下げて、いろんな人が参加できるようなことを今29次地制調で検討していると。例えばサラリーマンをしながら議員ができるという方向も考えていると。それには、方法として、平日の日中だとサラリーマンは議会に参加できないので、夜間とか休日議会の開催も検討しているということをおっしゃっていましたが、例えば権威のある先生が地方議会の現場をわかっているかということ、全くわかっていないわけです。夜間議会とか休日議会は、この特別委員会ではないですが、議運でも小金井市議会に行きましたが、傍聴者がどんどん少なくなって、やめる方向にいつているのです。これは、法政大学の廣瀬先生も前回、ごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、2週間ぐらい前に朝日新聞で、2日連続のシリーズ記事で、地方議会の議会事務局に全部アンケートをとって収集をかけたというデータがあるのですけれども、廣瀬先生がおっしゃるにも、この夜間議会、休日議会というのは、導入した議会はどんどん傍聴者が減っていて、職員の残業代もかさむし、休日出勤手当もかさむし、傍聴者も少ないので、やめる方向が出ています。こういう現場の状況を知らない人が政府の中央の偉いすにどかっと座って地方議員は要らないと言っている現状があるので、そこは誤解してほしくないなというふうに思います。

伊藤委員。

伊藤貴委員 5番で議員報酬の件は盛り込みましょうということで同意されているのですよ。ですから、ここで改めて見直しまで文章が入っていますけれども、いわゆる議員定数については、議会基本条例ですから、表現の仕方をこれから考えて、載せるべき事項ではあると思います。ただ、問題

は、34の法定数を32でやっていた前回、4名減で最終的に決まったのですが、それだって全会一致でなくて多数決で決まった話で、いろいろ異論もあったわけですよ。流山自体が地方のどンドン、どンドン衰退している地域と違って人口が集中されてきていて、どンドン、どンドン内容を濃くしていかなければやっていけない環境に今あるわけで、現実に流山は今こういう議会基本条例をつくらう、自治基本条例をつくらうと、いろんな新しい取り組みに取り組んでいるわけですよ。皆さんそれこそ、このメンバーもそうですが、いろんなところへ二また、三またかけて出席して頑張っているわけですよ。そういうふうなことを考えれば、内容を十分精査していかないと大変な事態になるのではないかなと私は思います。ですから、定数の関係については入れるべきだと思います。ただ、表現の仕方は非常に難しいと思います。

松野豊委員長 ほか御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これに関しては、細かい表現は別として、盛り込む方向で考えるということではよろしいでしょうか。条例の表現については、また別途、骨子ができ上がった後、それから市民の方々との意見交換会というのを10月、11月で考えていますので、そこから市民の方の御意見なんかもいただきながら、最終的な文言整理の予定は来年の2月、それは成文化ということだと思いますけれども、1月から2月にかけて、最終的にはこの文言の内容については皆さんと議論しながら詰めていくということで、まず条例の骨子には盛り込むということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、11番です。

政務調査費ですが、政務調査費の交付、市民への公開、報告、政務調査費の意味ということで、これも関連法規がございます。流山市議会政務調査費の交付に関する条例という条例がもう既にございます。平成18年12月改正で、政務調査費の申し合わせ事項の中に情報公開コーナーへの写しの設置というものがついています。少し補足説明しますと、どういうことかといいますと、政務調査費は基本的に情報公開の対象なのですが、市民の方から政務調査費の内容を見たいという申請が上がらないと見れないように通常はなっています。たしかこの政務調査費の条例を精査したときに、地方分権検討特別委員会だったと思いますが、この中で、そうではなくて、市民から要請がなくても市民の方がいつでも我々の政務調査費の詳細について見れる状態をつくらうということで、第2庁舎の1階にある各党派ごとでファイルを設置してしまして、市民の方から申請がなくてもその情報公開コーナーに行けばいつでも政務調査費が見れるというふうに申し合わせで運用を変えて、下の情報公開コーナーにファイルを出しているということです。それから、関連法規は自治法の第100条13及び14ということです。草間研究員がいないので、事務局でわかればなのですが、政務調査費は既に要するに条例になっているわけですが、これがかぶせて議会基本条例で入れることがそぐうのかそぐわないのかというのは……

竹内議会事務局主査 お答えします。先ほど議員定数や議員報酬の議論でもありましたが、基本条例の中で直接、幾らという具体的な金額を定めるのではなく、別に条例に定めるという表現で議会基本条例に盛り込むという方向であれば可能と考えます。それは何故かということですが、仮に報酬などの金額を改正する場合に、議会基本条例本体を改正しなくても、別に定める条例を改正するだけで対応ができます。政務調査費についても同様の考え方であると思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。

それでは、御意見いただけますでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 今まで見てきた基本条例の中で、政務調査費は入っていないのが多いのかなという気がしないでもないのですが、政務調査費がこれだけ各地で問題にされてきているので、政務調査費の用途の基本的な考え方ぐらいなものをうたいながら条例に委任するような中身として、流山市議会としては政務調査費をこういうふうに使いますよみたいなことをうたいながら入れていくということはやってもいいのかなというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 今ちょっと見ていると、栗山町も場合も第6章で政務調査費という部分があるのですが、この程度だったら、市民の方が見たときに、政務調査費はこういう形でこういうふうに使っているのだなと。もっと具体的に見たいとなれば、さっき言ったように情報公開コーナーに行っただんならうだろうという関心を持たば見ることができるということで、内容がわかるようにするためには、政務調査費の交付、公開、報告ということで載せておいてもよろしいのではないかなと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 政務調査費は、議員としての条例とか政策実現するために必要な部分なのですよ。

ですから、議会改革をやる議会基本条例の制定の中には入れておいたほうがいいと。ところが、政務調査費の報告、自由に見られるのだけれども、もうちょっときちんと市民に報告する必要があるかなと。例えば研修に行っているけれども、私何回も提案したのだけれども、各議員の研修を一覧につくって、職員ばかりでなく市民にも公開しろというようなことを言っているのだけれども、なかなかそれができていないというような問題もあるので、そこら辺は研究課題としてやっていく必要があるかなと、政務調査費はこういう形で使われていますと。そのほかに、もうちょっと突っ込んだ意味で報告等は考える必要があると。この基本条例に入れるのはそういう形でいいですけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今後の課題として、各党会派で合意するのは大変難しいと思うのですが、政務調査費についても、議会に附属機関が設置できるようになって、政務調査費の審査委員会を設置しているところもありますよね。東京の千代田区なんかもしかそうだったと思うのですが、

そういうことも含めて、流山の場合は早い時期から領収書の添付までやっているのに、事務局でチェックしているのに、余り問題は出てきていないのですけれども、そういったことも今後の検討課題としては必要なかなというふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤貴委員 議会基本条例の中に、表現の仕方というか、政務調査費という項目はいかがなものかなと思うのですよ。別に定めるってつけてしまえばそれで終わりだよという物の考え方もあるけれども、どうなのでしょう。先ほど戸部委員が言われたように、視察の関係の報告もあわせて公開すべきだという考え方もあるけれども、そればかりではないから、非常に難しいのかなと思います。ただ、政務調査費という項目をつくった場合、別の条例で定めるということで、議会基本条例の中ではその程度でいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 政務調査費は、条例にあるのだけれども、政務調査費というのは議員と、それから党派でもらっていますよね。だから、その報告はきちんとやっていかななくてはいけないのですよ。ですから、その交付はどういう意味でなされているのか、あるいは政務調査費の公開、それから報告、どういことをやったのか、きちんと政務調査費で議員はこういう活動をしていますということは入れておいたほうがいいと思うのです。詳しいことは、条例であるのだから、政務調査費というのはこういう形でやっていますよという形で入れておいたほうがいいと。

松野豊委員長 では、政務調査費も盛り込む方向で検討するというので、政務調査費については、今日は草間研究員が来れないとか、欠席だったわけですが、少しこの専門的知見の見解なんかも参考しながらいいかなというふうに思っておりますが、盛り込む方向で検討していくということで整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、12番、議員の身分、待遇、政治倫理、報酬から歳費へ、議員定数の議員提案、それから議員の政治倫理、倫理条例で別に定める、関連法規としては、流山市議会議員政治倫理条例、平成19年4月施行、流山市議会議員の定数を定める条例、平成17年12月改正、自治法で言うと第203条、報酬ということです。御意見いただければと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 議員の身分とか待遇というのは今まであいまいになってきたわけですよね。60年ですかね。そういう中で、この前国会で議員の報酬ということであったのですけれども、非常にまだ国会議員わかっていないなど。私は、そういうことではなくて、議員活動が議員として、市民の代表としてしっかりとできるような身分と地位を確立されるためには報酬ではなくて歳費だと、そういうふうに思っているのですけれども、そのことも含めてこら辺を明快にすべきだなど。ただ、自治法との関連があるので、そこまで踏み切っているのかどうか含めて、これは入れておいたほう

がいいと。

それから、議員の政治倫理については、今までの政治倫理というのは、不祥事があって政治倫理が……流山市もそうでしたけれども、ほかのところもほとんどそうなのですよ。そういうところばっかりなのですけれども、議員としてのしっかりとした倫理規程というのは持つておく必要があると。そういうことで、これも入れておいたほうがいいと。そこら辺を今後のためにもしっかりやっておく必要があるかなということです。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 この件については、載せておくべきだと思います。ただ、先ほど戸部委員が言われた歳費、自治法の問題との関係があるので、議員報酬という名称は使えるようになったようでございますけれども、歳費という言葉がまだ公には認められていないと。ですから、身分の関係からすれば非常にあいまいな状況が戦後60年続いているわけですよ。だから、その辺を考慮して載せておくべきだと思います。ただ、政治倫理の問題については、先般特別委員会をつくって、でき上がったばかりなので、政治倫理条例があるわけですから、それにのっとった運用をすれば事足りるのではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 議員の身分については、自治法が改正された原因が全国市議会議長会、都道府県議会議長会からの提言に基づいているのですよね。それ自身がまだ歳費というふうな踏み込みをしていないので、法律の上から下へという流れからいえば、歳費という表現は使えないのです。それは、はっきりしているというふうに思います。議員の身分をどう位置づけるか、定義づけるかということについては、今の議論も踏まえて一定議論していいのかなというふうに思いますけれども、議会の内輪だけの議論になってしまっはしょうがないので、その辺は深入りしてもしょうがないかなと思います。

あと、政治倫理については、政治倫理条例がありますので、そことの関係になると思うのですが、私たちとしては、そもそも今の流山市の政治倫理条例は欠陥があるということで反対をしました。そういう意味で、今のレベルではだめなのではないかなと感じています。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 では、私も。

7月6日日曜日に早稲田大学のほうで、増田総務大臣であるとか、先ほどの法政大学の廣瀬先生だったりとか、研修会があったのですが、あとは11日にお見えいただく三重県前議長の岩名先生とか何人かで研修会があったのです、地方議員向けの。そのときに廣瀬先生がおっしゃっていましたけれども、例えば栗山町の議会基本条例、栗山町議会というのは実は議員数が13名です。皆さんももう御存じだと思いますけれども、町議会って会派というものが存在しないのです。会派とい

うものが存在しないので、栗山町議会の議会基本条例の中にはいわゆる「会派とは」みたいなものは記載されていないのです。一方で、例えば三重県議会議会基本条例の中には逆に「会派とは」というものが記載をされていたりするわけです。なので、例えば議員の身分ということもそうですけれども、条文の中身の整理はまた今後していくとしても、「議員とは」とか「会派とは」というものをある程度皆さんで議論して、もし一定の表現で皆さんの合意形成が図れれば盛り込んでもいいのかなという気はします。ただ、これは先ほど乾委員もおっしゃったように非常に難しく、我々議員だけで議論していいものかというのがありますし、例えば今世の中で非常に議論されているのは、1つは三重県の通年議会によるいわゆる議員の専門化、プロ化と対比されて比べられるのが矢祭の日当制導入です。ですから、議員は専門化すべきなのか、それともボランティア化すべきなのかというのは、これはマスメディアの中でも議論がされていますし、我々地方議会、全国の地方議員の中でも議論がされていますし、いわゆる学識経験者の間でもいろいろ議論されているところですが、なかなかこれはこうだというはっきりした答えが出るものではないので、その辺まで恐らく踏み込んで、条文の内容については皆さんの御意見をいただきながら議論していかないといけないので、現時点では盛り込むという方向で検討させていただきますが、条文化していくときにもしかすると、それぞれの議員さんの合意形成が図れればそのまま条文に出しますし、なかなか難しいようであれば、場合によっては盛り込めないということにもなるかもしれないということも付記をいたしまして、現時点では盛り込む方向で検討するという整理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 地方分権が進展してきて、国から県へ、県から市町村へと、いろんな権限とか、そういうものを移譲するということが、今はまだ最終的なまとめになっていませんけれども、そういう段階ですよ。今後は、職員もそうなのだけれども、議員のほうも守備範囲がどんどんふえると。それから、ボランティア化というよりか専門化せざるを得ないと。専門化しなければ政策提言できませんからね、はっきり言って。だから、そういう議論も含めながら、今後の成り行きも見据えてやっていく必要があるかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 今の2つに分かれているという話、議員の位置づけをどう考えていくのかというのは確かに今議論が分かれているところで、専門家、要するにプロになればいいのかということ、プロになったら市民との根っこがどうなのかという議論もあるわけで、そういう意味で言えば、専門性と市民性というのをあわせ持つということが必要なのだと思います。その辺は、もっと議論をする必要があると思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 ちょっと遅く来て済みません。議員の身分ということで今議論していたのではないかと

と思うのですけれども、市民と議員との立場というか、私はやっぱり同列だと。途中から話しているので、的外れていたら指摘してください。最初私が議員になったときには、党員はやっていましたけれども、全くの素人で、それこそどぶ板のこととか、それから福祉の関係だとか全くわからないまま当選させていただいて、思うのは、市民の方のいろんな相談事あるいは悩み事にかかわるうちに行政の執行部の方々からいろいろ教えてもらって、そういう経験の積み重ねで行政のことを私の場合は理解したので、やっぱり市民あつての議員だと。市民の方々のおかげでいろんな知らなかった分野も教えていただきましたし、そういう意味では、市民に対して対等だとか、上だとか下だとか、そういう議論ではなくて、まさに市民と一緒にいろんなことを悩んだり、それから問題解決したりという、それがこれからの地方分権のあり方だと思うので、そこをどういうふうを書くかということは非常に表現として難しいと思いますが、先ほど乾さんがお話しになっていた後段の部分に非常に近い考えを私も持っていますので、そういう立場でこのことについては考えていこうかなと、そういうふうには思っております。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

12番については、整理をさせていただくと、条例に盛り込む方向で検討をしていくと。ただし、ここについてはそれぞれ議員さんだったり、あるいは各会派によっていろいろ議論が分かれるところもあろうかと思っておりますので、またちょっと別途時間をとって、議員とはどうあるべきかとか、議員とは一体何なのかというあたりを少し並行して議論しながら、条例に盛り込むべきものとして検討していくという整理でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、ちょうど開会から1時間半たちましたので、少し休憩したいと思います。

12時前には終わりたいと思いますが、後ろの時計で10分間、田中人実委員がせっかく風邪を押ししてお越しいただいたのにいきなり休憩であれですが、11時20分再開にしたいと思います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時22分

松野豊委員長 休憩に引き続き会議を再開いたします。

13番から始めたいと思いますが、この市民参加、一般会議については、前のページの4番、議会報告会、市民対話集会、市民との関係、議会の説明責任というところともしかすると若干同じかもしれません。もっと言うと、また後日やりますが、20番、市民と議会との関係というところにもちょっと関連してくるかもしれませんが、特に御意見があればいただきたいと思っております。

戸部委員。

戸部源房委員 議員の報酬でも議員は何をやっているかということで市民のほうから批判を受けておりますけれども、今回の議会基本条例というのは、論点とか争点を市民のほうにはっきりと説明するという説明責任の問題、ここら辺をやっていかなければいけないなど。それから、あわせて陳情とか請願、ここら辺もしっかりと受け入れてやっていかなければいけないと。プラス、今自治基本条例でもやっていますけれども、市民参加の問題です。これは、どういう形にするかというのはいろいろ議論があるところですが、この問題もしっかりととらえてやっていかなければいけないと。実は、個々人で議員はそれぞれやっていると思うのですが、一部の市民だったり、あるいは特定の市民だったり、そういうことから、地域の問題なり、あるいは全体の正当な形で市民の要望を受け入れて市政に反映させるような方向、こういうものも考えていかなければいけないのではないかとという意味で、市民参加、私が提案している20番の問題といろいろな項目が同じでございますけれども、これはしっかりと入れるべきだなというふうに考えています。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 13番については、一般会議ということですので、これは議会によって言い方が違って、議会報告会、あるいは一般会議という言い方で、内容的には同じような中身になっているので、4番で議論したところで尽くされているのではないかなと。あと、戸部さんが、20番で別の要素が入ってきているというか、請願、陳情の位置だとか政策提言の拡大とかという、4番で議論しただけではないものも入っているので、それはそれで後議論します……

松野豊委員長 先ほど申し上げましたように、20番は20番で後日ちょっと改めて。ニュアンスも若干違うと思いますので、どちらかというとならば4番に近いかなというふうに思いますが、ほか御意見かがでしょうか。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 この13番の提案者は、私ではないのですけれども、この言葉を聞いてイメージしたのは、本会議に市民が入るといのはとても今の現状では難しいですけれども、常任委員会なんかでは、例えばさっきから出ています陳情、請願のときに市民が持ってきて、市民が常任委員会の中で議論に参加するという、そういう市民参加を私はイメージしたのですけれども、そういうことは十分考えてもいいのではないかとこのように思います。そういう意味で入れたほうがいいと。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤貴委員 13番で言われていることは非常に広い意味だと思いますが、現実には、先ほどの4番ですか、そこでやられたこととのかぶりが多いのではないかとこのように思うので、とりあえずこれは言葉の上で入れなくてもいいのではないかなというふうに感じます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 私も、ほかの項目と関連するし、この13番の市民参加、一般会議ということだけでも、ちょっと漠然としていますし、どういうふうにとらえていいかというのが、今考えたのです

けれども、難しいので、ほかのところの議論でこの辺ができれば、そっちへ集約して整理したほうがいいのではないかと思うのですけれども。

松野豊委員長 皆さんに以前にお配りしているのですけれども、17自治体分全部ではないですけれども、議会基本条例の栗山町とか今金町議会とか湯河原町とか伊賀市とか、こういう冊子で皆さんに以前にお配りしていると思いますが、先ほど乾委員からも御指摘があった、例えば栗山町議会の市民参加と一般会議というのは、第7章に委員会等の適切な運営及び一般会議の設置というのがございまして、該当部分だけ読みますが、第1条の第2項の中に、議会は法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会などの制約を超えて町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとするというふうに記載をされています。その他解説等々が入っているのですが、またこれは皆さんに以前にお配りしていますので、見ていただければと思いますが、先ほど乾委員がおっしゃった、一般会議と位置づけている議会もあれば、議会報告会というふうに位置づけている議会もあるのですが、つまりこの市民参加と一般会議というのは、4番の議会報告会とか市民対話集会のことを一般的にはこの議会基本条例の中では言うておりますので、ほぼ4番と同等というふうにとらえていただいたほうがよろしいかなというふうに思います。

御意見いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、13番は4番と一緒に考えるということで整理をさせていただきたいと思えます。

14番、情報公開、真ん中の軸ですと、皆さんがそれぞれ挙げていただいたキーワードを記しておりますが、広報広聴特別委員会の設置（議会だよりの充実）、市民モニターの導入、市議会ホームページの充実、（1）、会派、議員個人へのホームページへのリンク、（2）、議会トピックス、新着情報コーナーの設置、会派視察、委員会視察報告書の掲載、委員会コーナーの設置というふうになっております。関連法規といたしましては、流山市委員会条例第19条及び第30条、議会傍聴規則第13条、委員会傍聴規則第13条というものが関連法規となっております。

この情報公開、情報公開推進ということだと思いますが、これについて議会基本条例の中に盛り込むべきか盛り込む必要はないか、盛り込むとすれば、なぜそれが必要なのかについて御意見をいただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 当然盛り込むべき内容です。流山の議会は、この間の議論の中で委員会の原則公開ということを決めてきましたので、公開性はかなり広いところまで来たと思えますけれども、さらに今非公式の会議が行われていますけれども、いわゆる代表者会議とか、そういった部分も含めてどうするのかというのは今後の検討かなというふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 情報公開のことは盛り込むべきだと思うのですが、今言われた細かい点、ホームページへのリンクとか、これは議会報編集特別委員会のほうで協議している事項ですから、この詳細は議論する必要ないと思うので、そういう細かいところは除いて、議会として情報公開をしていくというような内容は当然入れるべきだと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議会として情報公開はすべきであると。議会が何をやっているかということに関しては、どんどん市民に公表していく必要があると。そういう意味では、市政の重要な情報とか議会の活動、常任委員会とか、そういうところも含めて、そこら辺もより充実させて、広報の拡大とか今広報委員会で討議されていますけれども、そこら辺のものは盛り込むべきだなというふうに思っています。明細については、広報委員会の結果を聞かなければいけないと思いますけれども。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 情報公開そのものは盛り込むべきだと思います。ただ、条文につきましては非常に難しいところが出てくるとは思いますが、細かいことは今広報の特別委員会で検討しておりますが、基本条例の中での案文というのは細目にわたって載せるほどの内容ではないのではないかと思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうしましたら、整理をさせていただきますと、情報公開推進といいますが、細かい広報広聴委員会とかホームページのリンク等々は、今現在議会報特別委員会で協議をしているということもあり、そちらにゆだねるといたしまして、細かい表現は別として、情報公開を推進していくのだという内容については条例の骨格の中に盛り込んでいくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、15番にいきたいと思います。

議員の自己研さんについてですが、御意見いただければと思います。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、後から出したほうなのですけれども、議員研修の充実強化ということではおくれさせながら挙げさせていただいて、それと関連しているかなというふうに今思ったのですけれども、議員が条例提案までいけるかいけないかは別としても、やっぱり研修は多く参加して知識を広げて、また年数いくほど古いというか、とらえ方が違うような指摘もありましたけれども、私たちは研修をやる機会が多くあちこちにあるので、出席し、出席したら必ず自分は1、2問の質疑はして帰ってくるというのをモットーにしているのですが、やはり研修は充実していくべきだというふうな考えでありますので、他の部分と共有できるものがあるかもしれませんけれども、載せておくべきというふうに思います。

松野豊委員長 ナンバー23の議員研修の充実強化と近いのかもしれませんが、これは同じ意味合いなのですかね、民主・市民クラブさんのほうで出ていますけれども。

酒井委員。

酒井睦夫委員 私の提案という記憶がないのですけれども、これ入れたほうが良いと思います、今これを見て。というのは、よその議会条例なんか読んでいても、議員は絶えず自己研さんに努め、能力アップに努めなければいけないというような条文がありますよね。ですから、こういう議員の心構えとして。さっき高橋さんが言われたのは、その手段として研修はあるのですけれども、心構えとして絶えず自己研さんに努めなければいけないというのはあったほうが良い。それにもう一つつけ加えると、品位という言葉も入れて、品位を保ちとか。品位向上ではなくて、品位を保ちという言葉も入れたほうが良いと私は思いますが、それはカットするにしても、みんなの意見に従いますけれども、自己研さんという言葉はぜひ入れてほしいと。具体的にどこまで自己研さんということになるかという、さっき高橋さんが言われたように、条例を提案できるようになるとか、それから一般質問のレベルアップをすとか、そういったことはその前提としてあるのですけれども、この言葉は必須用語だと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員の自己研さんというのは、議員になった以上、皆さん日々新たに市民のために、流山市のために尽くすということやっていただくと。ただ、具体的に条例で盛り込むためにはどうしたらいいかという形になりますと、高橋さんが言われたように研修ですよ。例えば新人議員だったら、今でも事務局から新人議員の研修をやっていますよね。そういう問題とか、そのほかになると、視察とか、あるいは研修会ですよ。そういうものをどんどん活用して自己を高めていくと、こういうことが必要かなと。それを高めることによって市民のために何をできるかが問題であるのだから、そういう意味で私は考えていったほうが良いのではないかなと。これは、議員として当たり前のことなので、これを具体的にどういうふうに盛り込むかという形で考えていったほうが良いのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 さっき12のところ議員の身分の議論がありましたけれども、これ自身も議員としては「議員とは」ということでまとめていくならば、その中で自己研さん、それからさらには品位も含めて議員はどうあるべきかというところでやっていけばいいのかなと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 乾さんの意見に近いのですが、具体的に書く書き方が非常に条文は難しいのですけれども、やっぱり自己研さんというのは、当然といえば当然のことなのですけれども、自己研さんしているかしていないかというのは市民に見えないではないですか。それぞれみんな一生懸命勉強しているという自負を持っていると思うのですよ、各議員。ただ、今求められているのは、一生懸命

やっているのだけれども、アピールする手段もなかなかないし、それで市民の方が議員の活動が見えないという部分もあるので、やはり具体的に、さっき高橋さんが言われたように研修会を行うとか、そういう中で議員は自己研さんに努めているのだということをしないとなかなかわかってもらえないのではないかと思います。それで、私は政党の地方議員ですから、この東葛6市の同じ党の議員もいますけれども、これは我田引水ではありませんけれども、ここまで議会のこととか真剣に議論している議会ってないのですよ、流山市ほど。それは、ほかの市の議員にいろいろ聞きますとよくわかると思うのですが、だけれども市民の方にとっては何もやっていないと。そのところをどう理解してもらおうかというのが一番大事ではないかなと思うので、結論から言うと、先ほど乾さんが言われたように、ほかの項目の中でこの辺の表現を入れるというところでもいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤貴委員 自己研さんは、ずっとつきまとう言葉で、そうでなくてはいけないと私も思います。ただ、この基本条例の中の条文として独立させて入れるのはどうなのかと。なぜかといいますと、まだ大した項目ではないですけども、今15番目に来ていますけれども、やはり基本条例ですから、いわゆる理念条例とどの辺まで細かいところとの兼ね合いを考えるかになるのではないかと思います。そうなってくると、できるだけ項目的に集約できればいいのではないかなというふうに思います。自己研さんそのものは否定しておりません。やるべきだと思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 この自己研さんについて、15ですけども、先ほどもだれかおっしゃいましたように、12番とも関連が出てきて、今ちょっと見てみたら、23の議員研修の充実強化、こういうのがひとくくりの議員の活動という中で、後ですけども、議員研修の強化というのも25にあるのですが、それらを条文にしていくときに、見出しとしては、議員活動の中に研修、何々を研さんするとか、そういうような形でくれるのではないかなというふうに思います。そして、これはちょっと余分かもしれないけれども、例えばゆうべも私もやったのですけれども、行ってくると、豊中の総合評価システムの質問をだれかしましたよね。それとあわせて、今入札制度が随契から電子入札、いろいろ出てきて、今豊中の総合評価システムが非常に日本じゅう評判になっているというか、有名で、点数を繊細に細かく分けて、福祉の部分なんかは30何点とか、小さいけれども、2点でも非常に重視している部分というのがあって、自分たちも視察で行ってきて、今さらに公契約の入札制度なんかについての勉強会をしていると非常に参考になる点もあるので、自主的にも参加すべきだし、方向性としても皆さんで検証していく、研さんを進めるということが大事なことだなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 ほかの項目とまとめた表現でいいと思うのです。それで、さっき伊藤さんから理念

条例だからということをおっしゃっていたのだけれども、私はこれは理念条例だから必要だと思うのです。議員が自己研さんに励むということをきちんと確認しておくことは当たり前のことですが、理念条例だからこそ入れるべきかなというふうに思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 さっきちょっと言い忘れてしまったのですが、品位の問題なのですが、非常に難しいのです、書くのが。ぱっと書けばそれで済むのですが、品位というのは常日ごろの議員としての言動なのか、それから性格なのか、それから具体的な議会での発言なのか、服装なのか、いろいろありますでしょう。だから、書くのだったらよほど慎重に書かなければならないし、先ほど乾さんが言われた、理念条例だけれども、具体的に書けばいい、そこが非常に難しいので、その言葉を入れるかどうか、どう表現するか、うまく書き込めれば書いたほうがいいと思うのだけれども、相当難しいなというふうに感じます。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 今の田中委員の話はごもっともだと思います。ただ、条文ですから、品位を保つとか、そういう表現になってしまうと思うのです。それ以上深みにはまったら抜けられなくなってしまうのではないかと思います。

松野豊委員長 それでは、15番は、高橋委員からも御指摘ありましたが、23番と25番を含めてまた後日議論をしていくと。品位という言葉については、田中人実委員からも御指摘がありましたが、非常に言葉が広い、人によって、あるいは世代によってとらえ方が違ったりとか、文化の違いによって違ったりとかいう部分もありますが、いずれにしても、乾委員からも御指摘がございましたが、12番の「議員とは」というところでもう少し幅広く議論をしていく必要があるのではないかと。それから、伊藤委員から理念条例ということで御意見もありましたが、一たん出していただいた項目を今までのような形で自由に討議を重ねながら、11日には集中講座がございますし、いろいろ私たち自身も走りながら同時並行で勉強を重ねていって、これを理念型にするのかフルセット型にするのかは、一通りこの盛り込みたい条項を自由討議した後でまた議論を重ねていきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。本日は、ちょうどこれでページが切りかわるということで、切りがいいので、この条例に盛り込みたい事項についての協議についてはこの程度にとどめたいと思います。

次第書の(2)、今後のスケジュールについてなのですが、当初の予定ですと32番まで終わっている予定を組んでいますが、非常に闊達な討議がされているので、ちょっと進行が鈍っておりますが、次回の日程はもう既に皆さんと調整をさせていただいております、7月29日の9時半からということで既に日程を御調整いただいておりますが、回数を重ねるのもそうだけれども、少し時間を延ばしてスピードアップしていこうということで、当初は10時から12時に特別委員会を行っていましたが、開催を30分早めて、9時半から12時という形で開催をさせていただいております。

ます。次回は、7月29日火曜日の9時半から12時までということになっておりますが、次回で終わらないのですが、ちょっとまとめましたので、当初のシミュレーション、32番までというのは、一回これを今日まとめていますので、これ実は全部で28項目になっていきますので、まとめる前は全部で64あったものを、似通ったような項目がありましたので、事務局にまとめていただいて28になっていますので、前回と今回のペースでいくと、今日9番から15番までやったのですが、大体7項目いったのです。項目にもよるのですけれども、7から8項目ぐらいつつ進んでいくので、次回はちょっと無理ですけれども、あと2回から3回ぐらいで一通りは盛り込みたい条項について討議できるのかなという気がしています。ただし、先ほど申し上げたように、一通り討議した後に、例えば今日で言えば15番の「議員とは」というところをもう少し、プロ化なのかボランティア化なのかとか、その辺も含めて議論しなくてはいけませんし、あと理念型の条例にするのかフルセット型の条例にするのか等々も議論をしていかないといけないと思っておりますので、8月も精力的に開催をしたいと思っておりますが、8月全部を決めても、ちょっと先になるので、難しいと思っておりますので、29日は決定しておりますので、8月の1週目、2週目ぐらいてももう一回ぐらい予定が今日組めたらいいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。基本9時半から12時という時間帯で、皆さんの御予定が合わなければ午後とか夕方とかというのをまた再検討したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

---

再開 午前11時55分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8月11日の月曜日か12日の火曜日はいかがでしょうという案が出ていますが、御都合悪い方。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 8月に3、4回確保したいとは考えているのですが、ちょっと心配ですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 31日の午前中、御都合悪い委員さんいらっしゃいますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、31日の9時半。29日、31日と1日あけて連続で恐縮ですが、7月31日の9時半から12時ということで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、今回は2回だけ確保しておきますが、あとは益明けになる可能性があります、いずれにしても9月の初旬に骨子案をつくらなくてはいけませんので、8月も益明けになると思っておりますが、次回でまた8月の益明けの日程は皆さんと調整しようかと思っておりますが、恐らく益明けにあ

と2回か3回ぐらい必要かなというイメージですけれども、よろしくお願いいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 8月25日過ぎると議会日程が入ってくるそうなので、今のうちに決めておいたほうがいいのではないかと事務局をアドバイスいただきましたので、19日いかがですか、皆さん。多分益明けに2回か3回必要だと思うのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですよ、次でも。ただ、次だととんどんまた皆さんの予定が入ってしまっている危険性もある。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、18日以降。今日決めなければ、あと2回か3回わかりませんけれども、7月29日と7月31日の特別委員会の進捗ぐあいにもよりますが、今日の話で言うと、あと2回は恐らく盛り込むべき条項で使ってしまうと思います。そうすると、あとは、繰り返しになりますが、一通り討議が終わったら、理念型のものにするかフルセット型のものにするかという議論をしていかなければいけないと。骨格づくりについての手法をこの委員の中で検討しておかないと、議員中心にしておかないと……わからない、意味が。事務局から直接言ってください。

竹内議会事務局主査 それでは、時間の関係がございますので簡単にご説明させていただきます。

今御議論いただいている項目があと2回ほどで恐らく終了してくるだろうと思っているのですが、ただ私ども事務局のほうでは、今回お示ししましたが、各委員の発言等の概要につきましてはまとめさせていただいております。ただ、これではまだ条例の形にはなっておりません。条例の骨格をこれからどういうプロセスで組み立てていくのかというのは、各委員の皆様それぞれお考えがあるかと思っております。そのお考えをこの場で議論いただき体制を整えたいと思っております。その議論の中であと何回集まらなくてはいけないというものが出てくるのではないかと思います。どういう手法でまとめていくのか、条文化していくのかという御意見についても各委員お考えがあるかと思っておりますので、次回もしくはその次の委員会の中で、議論いただければと考えております。

松野豊委員長 イメージとしては、益明け、18日以降にあと2回から3回くらい行わないと骨子案作成までなかなかいけないと思います。あとは、御意見だけされて、多分次の公務というか、御予定があって、田中人実委員いなくなってしまうのですけれども、今日決めただけでもいいというお話がありましたけれども、今日決めなくても結構ですけれども、要するに18日以降の予定が、例えば次回の開催は29日の開催で、皆さんが埋まってしまっていた場合にこっちを優先していただくということになりますけれども、会派で複数出ている委員については会派が、例えばうちであれば3人のうち1人、民主・市民クラブさんであればお二人出ていますから、どちらか1人が出れば担保できますが、お一人で代表が出ている場合には、そこを欠席した場合に御一任いただけるのかという問題もありますので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、18日に1回。

それから、もう一日ぐらいできれば決めておきたいのですが、次の週でも構いませんし、その次でもいいのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですか、それで。29日までに皆さんがどんどん予定が入ってしまっという場合に、そこをキャンセルしていただいたりする可能性が出てきますけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 25日が全員協議会なのですよ。1時から全員協議会方式の議案説明会なのですよ。だから、18日の週にもう一回やるか、もしくは25日の全協前後にやるか。ただ、議会が始まると結構議会のことでいろいろ皆さん忙しくなってくるので、その辺がどうかと。26日、27日、28日は特に議会日程は入っていませんけれども、29日が一般質問の通告開始ですから、その準備とかというもあるので、例えば21日とか、木曜日、いかがですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、18日と21日にします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、18日ではなくて、19日で大丈夫ですか。

竹内議会事務局主査 19日は請願、陳情の締め切りであり、配慮いただければと思います。

松野豊委員長 では、18日午前、あと21日午前9時半から12時、どうしても都合が悪いのであれば、また次回で日程調整を。田中人実委員も離席されてしまいましたので、事務局から後ほど日程は田中委員にお伝えください。

それでは、再度確認します。今回は、7月29日火曜日、朝9時半から12時、その次が31日木曜日、朝9時半から12時、その次が8月18日月曜日9時半から12時、21日の木曜日9時半から12時という形で開催予定をいたしますので、皆さん手帳に落とし込みよろしくお願ひします。

最後に、その他何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 私のほうから、後ほど終了してからお配りしますが、先ほど申し上げた7月6日に廣瀬先生が講演された資料、御参考になるとお思いますので、栗山町の事例だったり三重県の事例のことが入っているレジュメを皆さんに御参考までにお配りをさせていただきます。

それでは、以上をもちまして特別委員会を終了いたします。

閉会 午後 零時08分